

令和元年度第 1 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 月 1 4 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 7〕

① 件 名	会計年度任用職員制度の導入に伴う公務災害補償の適正な支給について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>会計年度任用職員（※）制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部が改正されることにより、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化された。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において、パートタイム会計年度任用職員にあたる「報酬が日額で定められている職員」の補償基礎額の規定に加え、フルタイム会計年度任用職員にあたる「給料を支給される職員」の補償基礎額に関する規定を整備することにより、適正な支給を図るもの。</p> <p>※会計年度任用職員：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一会計年度を越えない範囲内で置かれる非常勤の職」となる一般職の非常勤職員。</li> <li>・勤務時間に応じて次のとおり 2 つに区分される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイム会計年度任用職員・・・1 週間当たりの勤務時間が 3 8 時間 4 5 分</li> <li>パートタイム会計年度任用職員・・・1 週間当たりの勤務時間が 3 8 時間 4 5 分より短い</li> </ul> </li> </ul>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）  地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）  地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）  地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成 2 9 年 5 月 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布
⑤ 主な内容	フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償に関して、石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に定める補償基礎額に「給料を支給される職員」の規定を追加する。 なお、当該補償基礎額は、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によるものとする。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <p>フルタイム会計年度任用職員に係る公務災害補償の適正な支給が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	他市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和 2 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日）
⑨ その他	